

財務省告示第三百十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年七月二十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年八月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	発行方法	発行 金額	発行 金額	種類 金額の	発行 行	発行 行	利 率	経過 利率の	払 込み
利付国庫債券（五年）（第二十 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で二千九十三億円	額面金額で二千九十九億四千八百八十三万 円	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種	平成十四年七月二十二日	額面金額百円につき百円三十一 銭	年〇・五パーセント	年金資金運用基金理事長は、払 込金額に加え、次の算式により 算出した金額を第十六号に規定 する期日に払い込むものとす る。	

$$\frac{\text{額面金額及び登録金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{32}{365}$$

平成十四年十二月二十日を支払

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二
払 込 期 日	払 場 所	元 利 金 支 額	償 還 金 額 限	償 還 期 限	後 の 利 子 以 下

期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成十九年六月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行の本店、支店、代理店、
国債代理店及び国債元利金支払
取扱店並びに取扱郵便局
平成十四年七月二十二日